

役員等報酬規程

平成 29 年 4 月 1 日施行

社会福祉法人
庄原さくら学園

社会福祉法人庄原さくら学園役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人庄原さくら学園の役員、評議員及び外部委員の報酬等について、定めることを目的とする。

(役員)

第2条 役員とは、定款（役員の定数）第15条及び（役員の選任）第16条の規定により、選任又は選定される、理事長・常務理事・理事・監事をいう。

(報酬)

第3条 報酬の額は、次の表に基づき支給する。

適用役員評議	報酬／日額	適用条件等
理事長	11,000 円	週 2 日以上勤務実績がある場合に適用する。
	8,000 円	上記以外の勤務状態の場合に適用する。
理 事	6,000 円	理事会出席及び法人業務
評議員	6,000 円	評議員会出席及び法人業務
監 事	8,000 円	監査及び行政による監査の立会並びに監事研修等、
	6,000 円	理事会、評議員会、評議員選任・解任委員会の出席
外部委員	6,000 円	評議員選任・解任委員会の出席
常務理事	常務理事の報酬は、理事会において日額 13,000 円を超えない範囲において月額報酬を決定することとし、施設長が常務理事を兼任する場合は、社会福祉法人庄原さくら学園給与規程の定める施設長の給与を支給する。	
(1) 法人業務とは、定款及び定款細則に定められているものの他、理事会並びに評議員会で選任される、アドバイザー委員・採用職員面接・入札立会・庄原市相談員・入所調整委員会・理事長が召集する諮問委員会等、の業務をいう。 (2) 外部委員とは、評議員選任・解任委員会運営規則に定める、外部委員をいう。 (3) 評議員の報酬は、定款（評議員の報酬等）第8条の規定により、1人あたり各年度の総額が、60,000 円を超えないものとする。		

表

(旅費)

第4条 役員及び評議員が出張する場合は、社会福祉法人庄原さくら学園旅費規程に基づき、旅費を支給する。

(表彰)

第5条 理事長が推薦し、理事会が承認した場合、役員及び評議員の功績、功勞に対し、表彰状又は感謝状に添えて記念品を贈ることができる。
ただし、記念品は20,000円を超えない範囲とする。

(協議事項)

第6条 この規程に定めのない報酬及び実費弁済費の必要が認められる場合は、その都度、理事会において決定する。

(規則の改廃)

第7条 この規則を改廃しようとするときは、理事会の同意を得なければならない。

附 則

1、この規則は、平成25年1月1日から施行する。

1、役員報酬規程（平成18年4月1日施行）を平成24年12月31日に廃止する。

1、平成29年3月28日一部改正

（第1条・第2条・第3条 表・第5条・以下条数変更）

平成29年4月1日施行